

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)及び水戸市美容師法施行条例(令和元年水戸市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(美容所以外の場所において美容の業を行うことができる場合)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホーム
- (6) 刑務所等の矯正施設

2 条例第3条第2号の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる者のうち美容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において美容を行う場合
  - ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ウ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けている者
  - エ 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者

(2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合

(出張美容の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、出張美容届(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による届出は、届出事項の変更にあつては出張美容変更届(様式第2号)により、出張美容の廃止にあつては出張美容廃止届(様式第3号)により行うものとする。

(美容所の開設等の届出)

第4条 省令第19条第1項の届出書は、美容所開設届(様式第4号)とする。

2 省令第20条の届出書は、届出事項の変更にあつては美容所変更届（様式第5号）と、美容所の廃止にあつては美容所廃止届（様式第6号）とする。

（確認証の交付等）

第5条 市長は、法第12条の確認をしたときは、法第11条第1項の規定による届出をした者（以下「開設者」という。）に美容所検査確認証（様式第7号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 開設者は、確認証を美容所内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（確認証の再交付）

第6条 開設者は、確認証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、美容所検査確認証再交付申請書（様式第8号）によりその再交付を申請することができる。

2 確認証を破損し、又は汚損した開設者が前項の規定による申請をする場合には、当該確認証を添付しなければならない。

3 確認証の紛失により確認証の再交付を受けた開設者は、紛失した確認証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

（地位の承継の届出）

第7条 省令第21条第1項の届出書は、相続による承継にあつては美容所開設者地位承継届（相続）（様式第9号）と、合併又は分割による承継にあつては美容所開設者地位承継届（合併・分割）（様式第10号）とする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月14日規則第184号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。